

# 保全遺産選考委員会規程

制定：2019年12月15日

## (目的)

第1条 本規程は、日本保全学会（以下、「本会」という）定款第42条に基づいて設置された委員会の活動のうち、保全学の発展、普及、社会への貢献を奨励することを目的とし、歴史に残る保全技術関連遺産であり、かつ人類の文化的遺産である「保全遺産」の認定に関する基本事項を定める。

## (役割)

第2条 本委員会の役割は次のとおりである。

- (1) 保全遺産候補の選考・認定に関する事項の審議を行う。
- (2) 保全遺産候補の選考を行う。

## (組織・任期等)

第3条 本委員会の委員は、会員（正会員）の中から選任する。自他の推薦を受けて本委員会で審議し決定のうえ、理事長が委嘱する。

- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、交替または増員により委嘱された場合は、前任者または他の現任者の任期と同様とする。

第4条 本委員会には委員長1名を置く。また、必要に応じて、副委員長、幹事を複数名置くことができる。任期は委員の任期に順じ、再任は妨げない。

- 2 委員長は委員の互選にて選任し、副委員長、幹事は、委員長が委員の中から指名する。委員長は、理事長が理事会の承認を経て委嘱する。

## (運営)

第5条 委員長は本委員会を招集し、主査する。副委員長は委員会主査に関し委員長を補佐し、委員長に不慮の事故等があるときにはその職務を代行する。

第6条 本委員会は、保全遺産選考時期に合わせて適宜開催する。

- 2 本委員会開催の必要性が生じたと判断される場合には、原則として委員長はこれを考慮し、委員会を開催する。
- 3 緊急を要する審議等に関しては、委員長の判断で書面（電子メール、FAX等）又はweb会議により本委員会を開催し、審議を行うことができる。

第7条 本委員会は、委員の過半数（委任状を含む）の出席により成立する。

- 2 議決を要する案件については、決議について特別の利害関係を有する委員を除く委員の過半数（委任状を含む）が出席し、その出席委員の過半数をもって決する。

(保全遺産の種類)

第8条 この規程による保全遺産の内容として、次の種類を設ける。

- (1) 保全技術が産業・人類の福祉に重要な貢献をした機器、プラント、システム
- (2) 保全技術の発展に重要な貢献をした保全の技術資料（文献もしくは残された資料）
- (3) 保全技術に関係した歴史的な保全措置や技術を示す建造物、構造物、展示館等の所蔵品などの事物

(認定候補の資格)

第9条 認定候補の代表者は個人または団体とし、原則として会員とする。

(申請)

第10条 申請にあたっては、推薦者は、毎年3月末日までに所定の申請書を理事長に提出しなければならない。

(認定基準及び方法)

第11条 認定基準及び認定方法は、別に定める。

(認定)

第12条 保全遺産の認定件数は、毎年1-2件とする。

理事会は、本委員会の選考結果報告を受け、保全遺産を認定する。認定証の交付は、原則として総会あるいは学術講演会で行う。

(経費)

第13条 認定証作成および銘板作製の費用は本会が負担する。ただし、銘板の認定物への取り付け費や表彰を受ける者の旅費等その他の経費は、原則として本会は負担しない。

(議事録の作成)

第14条 本委員会の議事録は、原則として副委員長又は幹事又は指定された委員が作成する。議事録は、事務局が保管する。

(事務局)

第15条 本委員会の事務局は本会の事務局が務める。

(その他)

第16条 本規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附則（2020年6月29日） この変更規程は、2020年6月29日から施行する。

附則（2024年3月29日） この変更規程は、2024年3月29日から施行する。